

受配者指定寄付金の概要

1. 受配者指定寄付金について

日本私立学校振興・共済事業団（以下事業団という）が取り扱う「受配者指定寄付金制度」は、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、事業団が企業等法人から寄付金を受入れ、これを寄付者（企業等法人）が指定する学校法人へ配付する事業です（下記図参照）。

本制度は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定（昭和40年4月30日大蔵省告示第154号（P.39参照））を受けていますので、本制度を利用して私立学校へ寄付をした企業等法人は、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することが認められています。

学校法人はこの制度を活用することにより、有効な募金活動を行うことができます。

寄付金は学校法人にとって重要な財源です。寄付金募集の際は、ぜひ本制度を積極的にご活用ください。

皆様のご利用をお待ちしております。

受配者指定寄付金の流れ

